

青森市立金沢小学校いじめ防止基本方針

令和3年7月

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「青森市立金沢小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 いじめとは（いじめ防止対策推進法を参照して）

第2条 いじめの定義

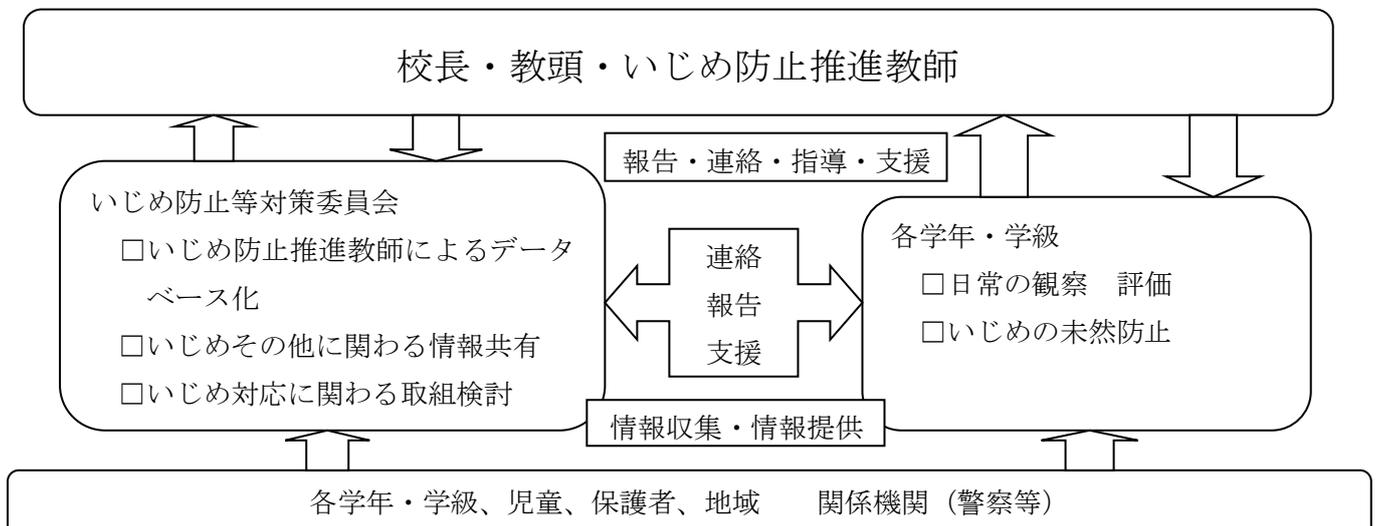
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

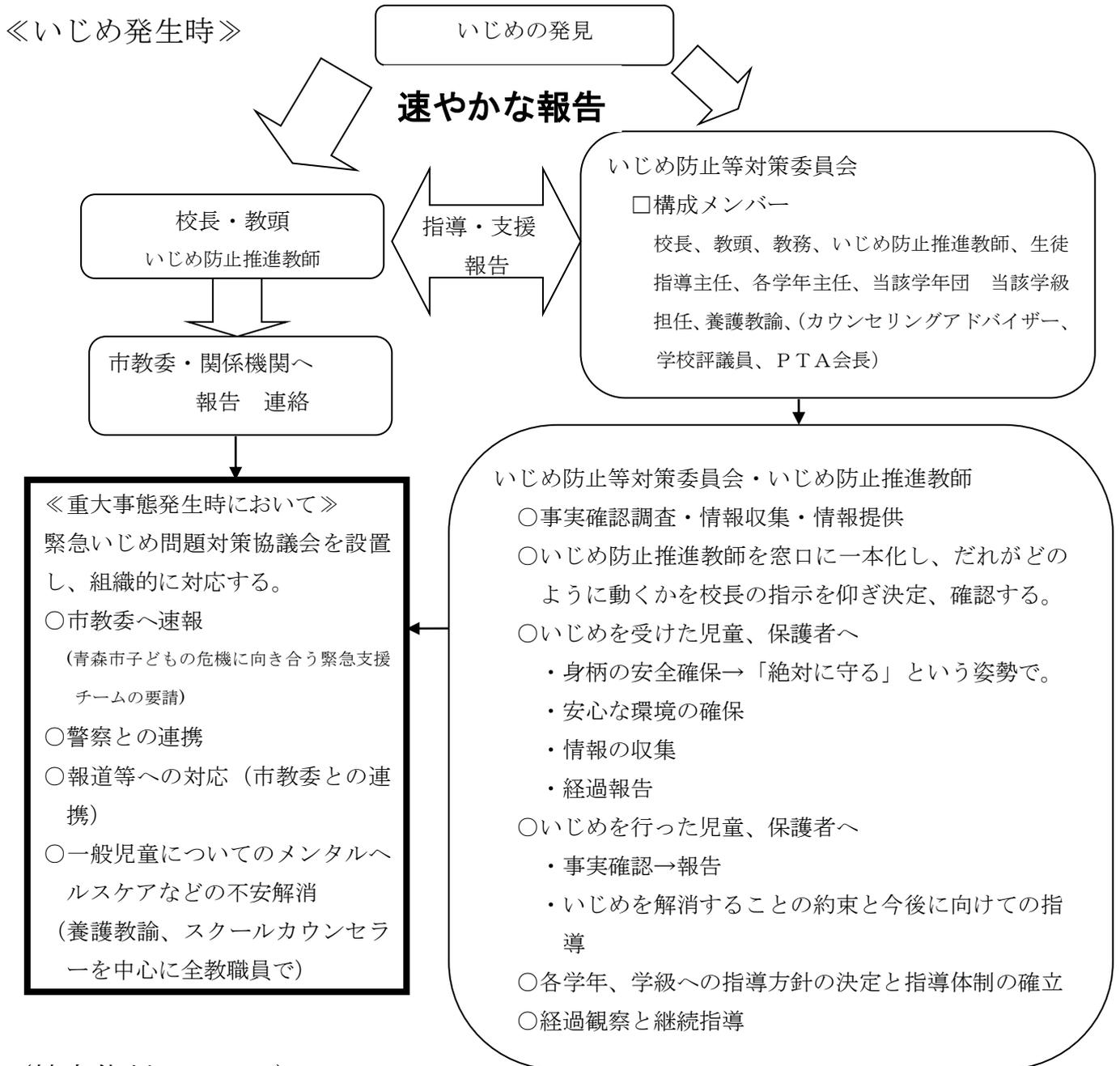
いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめの認知は、本人、親、友人の誰からの報告であっても「いじめの事態を心配している人から報告があったこと」とし、このいじめの定義以外でも、その訴えを真摯に受け止め適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

2 いじめ問題対策の校内体制

青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針に則り取り組む。

《平常時》





(校内体制について)

(1) いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

《構成員》 校長、教頭、教務、いじめ防止推進教師、生徒指導主任、各学年主任、当該学年団、当該学級担任、養護教諭

《活動》 ○日常の児童の様子の情報交換、情報シートから得られた情報のデータベース化
○いじめの早期発見に関することの運営(アンケート調査、教育相談、不登校調査)
○いじめ防止に関することの運営(経過観察、校内巡視)

※毎週1回開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する措置

- ・いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行うとともに、校長、教頭、いじめ防止推進教師、学年主任、生徒指導主任へ報告する。その際、個人情報の取り扱いを考慮する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止等対策委員会」を中心に対応に取り組む。

3 いじめの未然防止について

(1) 学校全体としての取組

- ・全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめについての教職員の共通理解を図り、実践力を深める。

(2) いじめ防止推進教師としての取組

- ・全教職員に対し情報の収集要請をし、得られた情報を確認・集約し、データベース化する。
- ・得られた情報の仮仕分を行うとともに、校長へ報告し、対応を協議する。
- ・いじめ防止等対策委員会における協議の推進を行う。
- ・保護者への連絡など進捗状況の確認をする。
- ・未然防止の方策を立案する。

(3) 学級担任等としての取組

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努めるとともに、長期休業中においても児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・休み時間、放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談などの機会を活用し、教育相談を行う。
- ・児童が自己実現を図れるように、児童が生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実に努める。(年間計画への位置づけ)
- ・長期休業明け1週間以内に、いじめ防止等に関わる価値項目や内容項目を重点的に学習できる道徳や学級活動を実施する。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等についての理解を深める。特に自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・小さな問題でも抱え込まず管理職への報告や学年、同僚への協力を求める意識を持つ。

(4) 養護教諭の取組

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた時は、悩みを聞く。

(5) いじめ防止対策委員会、生徒指導部の取組

- ・毎週1回定期的に召集し、情報交換、未然防止策等について協議する。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や放課後の学区内巡回等において、児童の生活の場の異常の有無を確認する。
- ・リトル JUMP チーム(生活委員会)が「いじめは許されない」ということを全校児童に啓発する活動を行う。
- ・インターネット等を通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように必要な啓発活動として情報モラル研修会の実施や情報提供を行う。

(6) 児童に対しての指導

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感、成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえの存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつようにさまざまな活動の中で指導する。

- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教師、友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

(7) 保護者・地域との連携

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることの大切さを学校便りや参観日などで伝えて理解と協力をお願いする。
- ・登下校指導を実施している校外委員や学区の見守り活動をしてきている地域の方々から、児童の様子等を伝えてもらう機会を随時設ける。
- ・町会長から地域での児童の状況等の情報を得る。(学校便り配付時等)

4 いじめの早期発見・早期対応について

(1) 早期発見に向けて

- ・日常的に児童の生活を把握するため、毎月末1回、全児童対象に一斉に記名式の学校生活アンケート調査を行う。調査で明らかになった事案については、直ちに当該学級担任が個人面談を行い、事実確認をする。また、それらの事案については、当該学級担任が、いじめ防止推進教師に報告するとともに、事実が確認されれば関係児童の保護者にも連絡をする。なお、アンケート等の記録は5年間保存する。
- ・いじめの早期発見をめざし、全教職員が、児童の些細な変化、児童間のトラブルについての情報を日々所定の様式に記録し、いじめ防止推進教師に提出する。推進教師は、その情報を仕分けし、組織によるいじめの認知を行うとともに、校長の承認のもと対応する。また、いじめに関わる対応についてデータベース化する。
- ・保護者や地域住民からの情報提供を得る機会を有効に活用する。
- ・全ての教職員がいじめに対して、共通の理解を持ち、その取組に対して共通の認識を持つことができるよう事例対応等を取り入れた校内研修会を年度初めに実施する。
- ・児童の様子について担任をはじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。(いじめ防止等対策委員会として毎週(月)に召集。)
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

(2) 相談体制について

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめを受けた児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教師は、管理職に報告するとともに、いじめ防止推進教師を通して校内で情報を共有するようにする。

5 解決に向けた対応について

(1) 学級担任等の対応

- ・教師が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があったいじめについて、まずは報告し、いじめ防止等対策委員会を通して、事実関係を早期に把握する。その際、いじめを受けた児童、いじめを行った児童といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導事項、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。
- ・学級等で話し合うなどして、いじめは許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせるようにする。
- ・いじめを見ていたり、知っていたりした児童に対しても自分の問題として捉えさせるとともに、いじめは止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童については、それらの行為はいじめに加担する行為であることを伝える。
- ・「けんか」も、いじめに該当しないかどうか、状況をしっかりと捉えるようにする。

(2) いじめを受けた児童への対応

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめを受けた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめを受けた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

(3) いじめを行った児童への対応

- ・いじめを行った児童に対して「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずはいじめをやめさせる指導をする。どれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるような指導をするとともに、犯罪であることも併せて指導する。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。場合によっては、謝罪をしたり、双方が話し合ったりする場を確保する。
- ・必要に応じて、いじめを行った児童を別室において指導したり出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・指導が十分な効果を上げられない場合は、所轄警察等とも連携して対応する。
- ・不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく運動や読書などで発散できる態度を育む。

(4) いじめ防止等対策委員会の対応

- ・状況に応じて、複数の教師による対応やスクールカウンセラー及び関係機関の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・指導記録を確実に保存し、児童の進学、進級、転学にあたって適切に引き継ぎが行えるようにする。
- ・家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携について話し合う。

(5) いじめ解消の確認

- ・いじめの行為がなくなったことを確認してから3か月間にわたっていじめ行為がなく、かついじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・引き続き、いじめを受けた児童に対し、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

6 重大事態への対応について

(1) 重大事態の発生について 法第28条より

- ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手）
「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき」（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。）

(2) 重大事態への対処について

- ・ 重大事態が発生した旨を、青森市教育委員会を經由して市長に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に係る調査を行うための組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

7 評価について

- ・ 学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員による内部評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組への改善に生かす。

8 その他

- ・ ネットいじめの予防についても保護者への啓発をしたり、情報教育の充実をはかったりして未然防止に努める。

いじめチェックポイント（教師用）

いじめを受けている児童のサインとして

時間	児童の様子	気になる児童氏名
朝	遅刻・早退・欠席が増えた。または遅刻ギリギリに登校する	
	朝の健康観察に返事に元気がない。	
	教師と視線が合わずうつむいている。	
	体調不良（頭痛、吐き気など）を訴えることが増えた。	
授業中	教室に入れなかったり、保健室で過ごす時間やトイレに行く回数が増えたりしている。	
	学習意欲が低下し忘れ物が増えたり、提出期限を守れなかったりすることが増えた。	
	学級担任が教室に入室後に、教室に入ることが多い。	
	発言すると周囲がなんとなくざわつく。目くばせする児童がいる。	
	用具、机、イスなどが散乱とするようになった。	
	授業中での発言を冷やかされたり、逆に無視されたりする。	
	急に成績が下がったり学習が理解できなくなったりしている。	
	他の児童から発言を強要される。また、よく突然個人名が出される。	
	グループにするとき、机を離されたり避けられたりする。	
休み時間	わけもなく、廊下や階段にいたり、職員室や保健室の近くにいたりする。	
	休み時間に一人で過ごすことが増えたり、自分の席から離れなかったりする。	
	遊んでいるとき、特定の相手に必要以上に気を遣う。	
	遊び仲間が変わった。	
給食掃除	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配ぜんをされる。	
	重い物や汚れたものを持たせられることが多い。	
	ひとりで離れてそうじをしている。	
	責任を押し付けられたり追及されたりすることが多い。	
放課後	その児童の机がなかなか運ばれなかったり、机がふかれなかったりする。	
	帰りの会終了後、用事がないのになかなか下校しない。または一目散に帰る。	
	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。	
	急に部活をやめたいとか部活を変えたいと言い出す。	
その他	靴などがかくされる。	
	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。	
	本意でない係や委員会などに選ばれてしまう。	
	衣服のよごれや擦り傷などが見られる。	
	持ち物や掲示物に落書きやいたずらをされる。	
持ち物がなくなったりこわされたりすることがある。		

いじめを行っている児童のサインや教室の雰囲気サインとして

	様 子	気になる児童氏名
児 童	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。	
	特定の児童に対して周囲が過剰に気を遣っている。	
	教師が近付くと、不自然に分散したりする。	
	自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童がいる。	
教 室	いやなあだ名が聞こえる。	
	席替えなどで近くの席になることを嫌がる雰囲気のある子がいる。	
	何か起こると特定の子の名前が出る。	
	筆記用具等の貸し借りが多い。	
	壁などにいたずら、落書きがある。	
	机やイス、教材等が乱雑になっている。	
	へりくつを言ったり、教師の言うことに反論したりする児童がいる。	
	手紙や日記の交換が頻繁に行われている。	
	「好きな人同士」というグループの組み方が頻繁に行われている。	

家庭でのサイン

サ イ ン	チェック
学校や友達のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらない。友達からの誘いを断る。 受信したメールをこそこそ見たり電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり家から出なかったりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れ、打撲、擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振、不眠を訴える。 学習時間が減る。成績が下がる。 持ち物がなくなったり壊されたり落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物や金銭がなくなる。 大きな額の金銭をほしがる。	